

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改定の理由

令和5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）並びに刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第235号。以下「改正法整備政令」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第236号。以下「性的姿態撮影等処罰法整備政令」という。）により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営適正法施行令」という。）の一部が次のとおり改正されたことから、処分基準の改定を行うもの

(1) 風営適正化法

ア 改正法による改正

刑法改正における条ずれを反映

イ 性的姿態撮影等処罰法による改正

(ア) 風俗営業等の許可に係る欠格事由及び取消事由並びに店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪（性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪をいう。以下同じ。）を新たに追加

(イ) 興行場営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加

(ウ) 特定性風俗物品販売等営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加

(2) 風営適正法施行令

ア 改正法整備政令による改正

店舗型性風俗特殊営業等及び接客業務受託営業の営業停止事由について、刑法改正における条の削除及び条ずれを反映するほか、刑法改正において新設された面会要求等の罪を新たに追加

イ 性的姿態撮影等処罰法整備政令による改正

接客業務受託営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係

る罪を新たに追加

2 改定内容

前記1（1）及び（2）に掲げる改正内容に基づき、処分基準の別紙2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」の別表を改定及び追加するもの

3 対象となる処分基準

- （1）風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（第26条第1項）
- （2）飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（第26条第2項、第31条の25第2項、第34条第2項）
- （3）店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（第30条第1項）
- （4）店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業廃止命令（第30条第2項）
- （5）浴場業営業等を営む者に対する営業停止命令（第30条第3項）
- （6）無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号）
- （7）受付所営業を営む者に対する営業廃止命令（第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号）
- （8）店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令又は営業廃止命令（第31条の15）
- （9）無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（第31条の20、第31条の21第2項第2号）
- （10）特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（第31条の25第1項）
- （11）興行場営業（第2条第6項第3号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（第35条）
- （12）特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（第35条の2）
- （13）接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（第35条の4第2項、同条第4項第2号）

4 施行日

令和5年7月13日